

地方独立行政法人長野県立病院機構 第3期中期目標について

健康福祉政策課

1 中期目標とは

- (1) 定義 地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標 [地方独立行政法人法第25条第1項]
- (2) 規定すべき具体的な事項 [地方独立行政法人法第25条第2項]
- ① 中期目標の期間 ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項 ④ 財務内容の改善に関する事項 ⑤ その他業務運営に関する重要事項

2 策定の考え方

第2期中期目標の概要 [H27～R元年度]

○ 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 医療・介護サービスの提供体制改革を踏まえた地域医療、高度・専門医療の提供
- 2 地域における連携とネットワークの構築による医療機能の向上
- 3 人材の確保・育成と県内医療水準の向上への貢献
- 4 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供

○ 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 法人の力を最大限発揮する組織運営体制づくり
- 2 経営力の強化
- 3 経営改善の取組

○ 財務内容の改善に関する事項

- 1 経常黒字の維持
- 2 資金収支の均衡

医療を取り巻く環境の変化とその対応

○ 超高齢化、人口減少社会

・疾病構造の変化、医療需要の減少 ⇒ 病院機能の見直しとダウンサイジング

○ 地域医療構想等への対応

・医療圏ごとの病院の機能分化と連携推進 ⇒ 病床削減や病床転換の検討

○ 働き方改革への対応

・医師不足の更なる加速 ⇒ 女性医師の働き方支援、タスクシフティング等

○ 地域包括ケア体制の構築

・地域包括ケアの中核としての役割 ⇒ 地域包括ケア病床や介護医療院の運営等

○ 新たな医療ニーズ

・増加する発達障害、手薄な児童・思春期精神科医療、多様な依存症
⇒ 児童・思春期精神科医療の強化・充実、ゲーム依存症等の対応検討

○ 先端技術の活用

・医師の負担軽減、地域住民の利便性の向上 ⇒ 遠隔医療等の導入

第2期から第3期に続く課題

○ 病床利用率の向上 ⇒ 病床数の見直しや広報などの利用率向上の取組推進

○ 経常黒字を維持する病院経営 ⇒ 医師の確保と適切な職員配置、組織・人事運営

○ 需要が高まる高度な医療人材の養成 ⇒ 信州大学との連携大学院教育による医療人材の養成、輩出

第3期中期目標素案のポイント [R2～R6年度]

病院機構全体	○ 医師の確保と適切な職員配置、組織・人事運営 ○ 病院機能、病床規模及び機能分化の検討 ○ 働き方改革に対応した勤務形態の検討 ○ 先端技術の活用 ○ 遠隔診療等の検討 ○ 身近な医療圏でお産ができる体制
信州医療センター	○ 初期臨床研修医及び専攻医等の医師養成の中核機関 ○ 病院機能及び機能分化の検討
こころの医療センター駒ヶ根	○ 児童・思春期精神科医療の強化・充実 ○ ゲーム依存症等への対応
阿南病院	○ へき地診療所への支援、巡回診療及び訪問診療の継続 ○ 地域包括ケア病床への病床機能の転換など医療機能の検討
木曾病院	○ へき地診療所への支援、巡回診療及び訪問診療の継続 ○ 介護医療院の開設などによる高齢者医療の充実
こども病院	○ 成人期移行患者への診療 ○ 小児訪問診療

○ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 県立病院が担うべき医療等の提供
- 2 地域連携の推進
- 3 医療従事者の養成と専門性の向上
- 4 医療の質の向上に関する事項

○ 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 業務運営体制の強化
- 2 働き方改革への対応
- 3 職員の勤務環境の向上

○ 財務内容の改善に関する事項

- 1 経常黒字の維持
- 2 経営基盤の強化

○ その他業務運営に関する重要事項

- 1 コンプライアンスの推進
- 2 適切な情報管理
- 3 施設整備及び医療機器に関する事項
- 4 中期計画における数値目標の設定

3 今後のスケジュール

- 9月～ パブリックコメント
- 10月24日 第5回評価委員会第3期中期目標案に対する意見聴取
- 11月 県議会へ議案提出